平成３０年（フ）第１２６号
埼玉県川越市四都野台２番地１　（コーポ旭野201号室）
債務者　山崎　まみ
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０５号
埼玉県入間市高倉１丁目９番８号　西武高倉ハイツ506号
債務者　草間　克之
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１１９号
埼玉県川越市的場547番地１　オギノコーポ２－103、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町今井171番地５
債務者　田辺　純太
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２１号
埼玉県入間市扇台６丁目12番21号
債務者　河田　　聡
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２９６号
札幌市北区西茨戸２条１丁目３番７号
債務者　河西　隆太
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０１号
札幌市中央区南14条西１丁目２番22―1005号
債務者　笹岡ひとみ
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４１号
札幌市中央区南６条西８丁目５番地　ドクターズホーム821号
債務者　小山内憲之
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２号
盛岡市東安庭３丁目13番14号
債務者　吉田　文人
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第７４号
盛岡市上堂３丁目12番11号
債務者　菅原　　聡
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２号
茨城県桜川市岩瀬911番地１　市営御領北住宅４―13号
債務者　清水　　明
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４１号
茨城県結城市大字上山川55番地３
債務者　水嶋　早苗
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第９号
滋賀県長浜市高月町東柳野325番地　市営住宅205号室
債務者　牛丸　　優
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第１０７７号
大阪市城東区中央３丁目７番３―307号
債務者　橋本　恵子
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１８１号
大阪市西成区北津守１丁目６番45号
債務者　有路　和美
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２号
仙台市太白区八木山香澄町25番２号
債務者　吉本雪香こと　呉　　栄玉
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
富山市黒瀬北町２丁目７番地４　ベルトピア富山５Ａ棟101号
債務者　工藤　安澄
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
富山市本郷町119番地３
債務者　佐次田英一
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
富山地方裁判所民事部